苫小牧東部開発連絡協議会規約

(目的)

第1条 苫小牧東部開発連絡協議会(以下「協議会」という。) は、苫小牧東部地域の開発 事業等に係る関係機関相互の連絡を密にし、開発の円滑な推進に資するとともに、苫小牧東 部地域への企業誘致を推進することを目的とする。

(事業

第2条 協議会は、苫小牧東部地域の開発に係る次の事項について連絡し、協議する等の事業を行う。

- (1) 産業開発に関すること。
- (2) 研究開発に関すること。
- (3)都市開発に関すること。
- (4) 基盤整備に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 企業誘致に関すること。
- (7) その他開発の推進に必要な事項。

(構 成)

第3条 協議会は、次の機関をもって構成する。

北海道

苫小牧市

安平町

厚直町

苫小牧港管理組合

株式会社苫東

苫小牧港開発株式会社

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

監事2名

- 2 会長は、北海道知事とする。
- 3 副会長は、苫小牧市長とする。
- 4 監事は、安平町長及び厚真町長とする。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 7 監事は、協議会の経理を監査し、協議会に報告する。

(会議

第5条 協議会の会議は、協議会を構成する機関の長もしくは機関の長が指名する者をもって構成する。

- 2 協議会は、構成する機関の申出等必要に応じ会長が招集する。
- 3 次の事項は、協議会に付議しなければならい。
 - (1) 協議会規約の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定

- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他必要な事項

(幹事会)

第6条 協議会の運営を円滑にするため協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、協議会を構成する機関の長が指名する者をもってあてる。
- 3 幹事会は、協議会から付託を受けた事項について協議する。
- 4 幹事会は、事務局長が必要に応じ招集する。

(オブザーバー)

第7条 会長は必要に応じて協議会に構成員以外のものをオブザーバーとして参加させ意見を聞くことができる。

(部 会)

第8条 協議会に専門的事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、または運営等に関し必要な事項は、幹事会に諮って定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務及び経理を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は北海道経済部に置き、事務局長は産業振興局長とする。
- 3 事務局には事務局次長を置く。

(会 計)

第10条 協議会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

この規約は、昭和48年3月17日から施行する。

この規約は、昭和52年5月24日から施行する。

この規約は、昭和59年5月24日から施行する。

この規約は、昭和63年5月27日から施行する。

この規約は、平成7年9月14日から施行する。

この規約は、平成8年6月14日から施行する。

この規約は、平成9年7月16日から施行する。

この規約は、平成11年8月3日から施行する。

この規約は、平成11年11月9日から施行する。

この規約は、平成15年5月26日から施行する。

この規約は、平成18年5月15日から施行する。

この規約は、平成22年6月2日から施行する。

この規約は、平成23年3月28日から施行する。

この規約は、平成24年6月1日から施行する。

この規約は、令和2年6月1日から施行する。